

わになって みんなポカポカ 大鰐町

広報

おおわに

4月号

令和5年
(2023年)

No.735



今月のおもな内容

- ◆まちの話題・・・2、3
- ◆まちのお知らせ・・・4、5
- ◆こちら警察・消防！・・・15
- ◆月替わりの掲載コーナー・・・16、17
- ◆おおわにかわら版・・・18、19
- ◆大鰐小学校6年生が町の未来予想図を描きました・・・20、21、22



中央共同募金会会長表彰を受賞しました

大鰐町赤十字奉仕団（田中あゑ委員長）は、令和4年12月13日に東京で開催された全国社会福祉大会において、30年にわたる活動が認められ、優良地区・団体として中央共同募金会会長表彰を受賞したことを受け2月10日、町長へ受賞を報告しました。

同奉仕団の中田きみゑ副委員長は「受賞について驚いたが、大変嬉しく思う。これからも団員一同でがんばっていきたい」と述べました。

大鰐小学校校内スキー大会が開かれました

大鰐小学校校内スキー大会が2月16日、アルペン競技（大鰐温泉スキー場）とクロスカントリー競技（あじやらクロスカントリーコース）に分かれて行われました。

競技には同小学校の四年生から六年生までが参加し、大会当日は天候や雪質にも恵まれ、特設の大回転コースなど果敢に滑り、保護者に見守られる中で、日頃の練習の成果を存分に発揮していました。



大鰐小学校マーチングバンド演奏会2023が開かれました

大鰐小学校マーチングバンド部（澤田新部長（六年生））の1年を締めくくる演奏会が2月12日、同校体育館で開催されました。

演奏会の中で澤田新部長は「地域の皆様に演奏会を通して、感謝の気持ちを伝えるため、一生懸命演奏したい」と挨拶しました。

演奏会では、令和元年度から令和4年度までの大会曲やマーチングを披露するなど、全国でもトップレベルの演奏に、観客からは大きな拍手があがりました。

全国中学校スキー大会の結果を報告しました

大鰐中学校スキー部が2月28日、町長室を訪れ、今年行われた、県、東北、全国大会の結果を一人ずつ自己紹介と結果を報告しました。

外崎優芽部長（三年）は「たくさんのご支援ありがとうございました。来年も入賞できるようにチームで練習に励みます」と感謝を述べました。

山田町長は「素晴らしい成績を収めることができたのは、これまでの練習の成果や監督、コーチ、家族のおかげ。感謝の気持ちを忘れず、来年も頑張ってください」と激励しました。



ゲートキーパー養成講座が開かれました

町消防団員を対象としたゲートキーパー養成講座が3月5日、町中央公民館で開かれ、団員約40名が参加しました。

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

団員は、悩んでいる人に寄り添うことで「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要ということを学んでいました。

小型動力ポンプ付積載車交付・配属式

大鰐町内の2消防団が所有する消防車両の老朽化を受け、新型車両を配備するにあたり、小型動力ポンプ付積載車交付・配属式が3月16日、大鰐町車両ターミナル駐車場で行われました。

今回は、町消防団第14分団（高野新田地区）と第15分団（八幡館地区）へ小型動力ポンプ付積載車が1台ずつ配備されました。

式では、渡邊忠博第14分団長が「大切に使用させていただく。地域の安全・安心のため力を尽くす」と謝辞を述べました。



大鰐小学校で卒業証書授与式が行われました

大鰐小学校の令和4年度卒業証書授与式が3月17日、同校体育館で行われ、卒業生43名が式に臨みました。

式では、成田校長が一人ひとりに卒業証書を手渡し、「大鰐小学校で学んだことを生かし、中学校では新たな人との出会いや学びを大切にしていってほしい」と式辞を述べました。

卒業生は保護者や教員に見守られながら学び舎を後にしました。



ひらかわジュニアソフトボールクラブが全国大会に出場します

ひらかわジュニアソフトボールクラブが「第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会青森県予選会」で優勝し、3月25日から群馬県で開催される全国大会へ出場することを3月8日、町長へ報告しました。

この日訪れたのは、チームに所属する大鰐小学校の畑中夢叶さん（五年）、畑中優那さん（二年）、畑中梨那さん（二年）です。

同クラブの畑中夢叶さんは「一試合一試合頑張って戦ってきます」と大会に向けての抱負を述べました。

まちづくりの基本理念「地域福祉社会の実現」を掲げた地元民主体のまちづくり計画が4月を目前としてスタートしました！

まちづくり計画は、まちづくりの指針であり、目指すまちの姿の具現に不可欠な1歩です。計画を定めたことで、住民アンケートや市民アンケート、街頭アンケートなどを活用した住民の皆さんの思い・願いが込められた計画を決定しました。

① 計画の目的は何のために作るの？

A 計画を定めることで、まちづくりの指針となる。目指すまちの姿の具現に不可欠な1歩です。計画を定めたことで、住民アンケートや市民アンケート、街頭アンケートなどを活用した住民の皆さんの思い・願いが込められた計画を決定しました。

② 計画の重要性は何か？

A 計画を定めることで、まちづくりの指針となる。目指すまちの姿の具現に不可欠な1歩です。計画を定めたことで、住民アンケートや市民アンケート、街頭アンケートなどを活用した住民の皆さんの思い・願いが込められた計画を決定しました。

基本方針

基本方針 1 [都市・農村・観光]

居住者とともにまちづくりを進めよう

- ▶ まちづくりの推進
- ▶ 住民参加のまちづくり
- ▶ 地域福祉の推進
- ▶ 観光の推進

住民参加のまちづくり

基本方針 2 [都市・農村]

豊かな心と夢の人の育成

- ▶ 生涯学習 - 生涯学習の推進
- ▶ 生涯学習 + 又 - 又 - 又
- ▶ 生涯学習 + 又 - 又
- ▶ 生涯学習 + 又 - 又

生涯学習の推進

基本方針 3 [都市]

チームワークでまちづくりを進めよう

- ▶ チームワークによるまちづくり
- ▶ 地域福祉の推進
- ▶ 観光の推進

チームワークによるまちづくり

基本方針 4 [都市・農村]

観光でまちづくりを進めよう

- ▶ 観光の推進
- ▶ 観光の推進
- ▶ 観光の推進
- ▶ 観光の推進

観光の推進

観光の推進

基本方針 5 [都市・農村]

環境を大切にしてまちづくりを進めよう

- ▶ 環境を大切にしてまちづくり
- ▶ 環境を大切にしてまちづくり

環境を大切にしてまちづくり



第6次大野町振興計画がスタートしました！

基本理念

地域共生社会の実現

地域内外の様々な課題を地域が力を合わせて解決し、誰もが一人ひとりが暮らしと活動の場、居場所ともなっている社会の実現を図ります。



取組が定まる見込み事項

わになって みんなが力をかり 大野町

一人ひとりが暮らしと活動の場にもなること、みんなが「居場所」となり得ることが実現、国や自治体、関係団体などと協力しあうことで、様々な課題を解決を図ります。



取組計画を推進する上での進捗状況と、今後の基本方針をご紹介します。町をぐるりと見渡しながら、ぜひとも「自分たちが住んでいる町」を色づけていきましょう。

取組の概要

項目 1	生活の質向上「暮らしがたい」をめぐり <small>取組の目的</small> ①「暮らしがたい」を減らすこと ②暮らしがたいを減らすこと ③暮らしがたいを減らすこと	<small>取組の進捗</small> ①暮らしがたいを減らすこと ②暮らしがたいを減らすこと ③暮らしがたいを減らすこと
項目 2	町民の生活向上「大野らしさ」の推進 <small>取組の目的</small> ①「大野らしさ」を推進すること ②「大野らしさ」を推進すること ③「大野らしさ」を推進すること	<small>取組の進捗</small> ①「大野らしさ」を推進すること ②「大野らしさ」を推進すること ③「大野らしさ」を推進すること
項目 3	町民の生活向上「デジタル化」の推進 <small>取組の目的</small> ①「デジタル化」を推進すること ②「デジタル化」を推進すること ③「デジタル化」を推進すること	<small>取組の進捗</small> ①「デジタル化」を推進すること ②「デジタル化」を推進すること ③「デジタル化」を推進すること
項目 4	地域共生社会の実現 <small>取組の目的</small> ①地域共生社会の実現 ②地域共生社会の実現 ③地域共生社会の実現	<small>取組の進捗</small> ①地域共生社会の実現 ②地域共生社会の実現 ③地域共生社会の実現
項目 5	地域共生社会の実現 <small>取組の目的</small> ①地域共生社会の実現 ②地域共生社会の実現 ③地域共生社会の実現	<small>取組の進捗</small> ①地域共生社会の実現 ②地域共生社会の実現 ③地域共生社会の実現

わずか40分で助かる命があります ~青森県赤十字血液センターによる献血が実施されます~

昨年度、大鰐町では献血バスの巡回が3回あり、89人の“善意の献血”により、多くの患者さんのもとへ輸血用血液を届けることができました。たくさんの方に献血に協力いただきまして、大変ありがとうございました。

しかし、全国的にみると輸血用の血液はまだ不足しております。血液を安定的に患者さんのもとへ届けるためには、献血バス1台あたり43名のご協力が必要となります。

今年度も献血バスが右記日程で来町しますので、輸血を待ち望んでいる方々のために、みなさまのご協力をお願いいたします。

実施日	場所	時間
令和5年 4月11日(火)	大鰐町役場	10:00~12:30
	さばいしドライブイン	14:15~16:00
8月24日(木)	(特別養護老人ホーム) 大鰐ホーム	9:30~11:00
	大鰐町地域交流センター 『鰐 come』	11:45~13:00
	マックスバリュ 新おおわに店	14:45~16:15
12月19日(火)	大鰐町役場	10:00~12:30
	大鰐町地域交流センター 『鰐 come』	14:00~16:00



※上記の実施日や時間等は変更となる場合がございますので、詳しくは献血実施月の回覧でご確認ください。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎55・6568 (直通)

こころの相談窓口について

もし悩みを抱えていたら、一人で悩みを抱え込まず身近な人や相談窓口早めに相談してみませんか。また、身近な人が悩んでいることに気づいたら、声をかけ、ゆっくり話を聴き、専門窓口への相談を勧めてください。

※土日祝、年末年始を除く

	相談窓口	電話番号等	受付時間
電話相談	大鰐町保健福祉課	0172・55・7149	8時15分~17時 ※
	弘前保健所	0172・33・8521	8時30分~17時15分 ※
	よりそいホットライン	0120・279・338 (通話料無料)	毎日24時間
	青森県立精神保健福祉センター 「こころの電話」	017・787・3957 017・787・3958	9時~16時 ※
	あおもりののちの電話相談	0172・33・7830	毎日12時~21時
SNS相談 (LINE)	生きづらびっと	QRコード 	【月・水・金・土】 11時~16時30分 (16時まで受付) 【月・火・木・金・日】 17時~22時30分 (22時まで受付)

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149 (直通)



地域包括支援だより

ご近所の高齢者をみんなで あたたかく見守りましょう！

～年齢を重ねても地域で生活していくために～

町ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、民生委員や関係機関などと連携しながら見守り活動を行ってきました。しかし、高齢化率が44%を超えた今、より多くの見守りの目が必要とされています。今後はこれまでの活動に加え、住民同士が地域ぐるみで見守りに取り組み、見守りの「輪」やあたたかな「気づき」を地域の中に広げることで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

誰でもできる日頃からの見守り活動

私たち一人ひとりができること

- 1 日頃から、近隣住民とのお付き合いを大切にしましょう。
- 2 自治会や町内会の集まりにはできるだけ顔を出しましょう。
- 3 趣味やボランティア活動など積極的に参加しましょう。
- 4 何か異変を感じたら、すぐに連絡する習慣をつけましょう。



地域でできること

- 1 あいさつ
近所で声を掛け合いましょう。
- 2 気くばり
高齢者の方をさりげなく思いやりましょう。
- 3 助け合い
お互い様の心で地域で助け合いましょう。



《ポイント》

あまり身構えず、近所の方とあいさつや世間話することからはじめてみましょう！

あなたの身の周りでこんな出来事はありませんか？

高齢者が住んでいる家の様子

- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 同じ洗濯物が干したままになっている。
- 庭の手入れがされず、荒れている。
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる。
- 夜になっても部屋の明かりがつかない。
- 見知らぬ人が出入りしている。



高齢者と顔を合わせたとき

- 今まで挨拶していたのに、急にしなくなった。
- 地域の集まりや行事に参加しなくなった。
- 顔色が悪く、具合が悪そうに見える。
- 髪の毛や服装が乱れるようになった。
- 身体にアザや傷跡がある。
- 同じ話を何回もするようになった。

近所にお住まいの高齢者の自宅や、町中で高齢者と出会ったときなどに、何か変わったことや疑問に思うことがあれば、積極的に「声かけ」を行いましょう。あなたのそのひと言が、高齢者の身の安全を守ることにつながるかもしれません。

また、見守り活動を行うときには、相手のプライバシーに配慮し、信頼関係を築くことが大切です。

見守り活動をしている中で異変に気付いた際には大鰐町地域包括支援センター（役場保健福祉課内）へご相談ください。ただし、命の危険があるなど緊急性が高い場合にはすみやかに警察・消防へ連絡するようお願いいたします。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

おおわに子育て世代包括支援センター

令和5年度、大鰐町保健福祉課に「おおわに子育て世代包括支援センター」を設置します。子育て世代包括支援センターは、子育てに関する切れ目のない支援を行う総合相談窓口です。保健師等スタッフが妊娠期から子育て期までの不安や悩みを聞き、地域の専門機関と連携しながら、その方に合った情報、サービスなどを提案します。



妊娠・出産、子育てのことで悩んだり迷ったりしたら、まずはお気軽にご相談ください。

- お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）
福祉係 ☎55・6568（直通）

被用者保険の被扶養者の方へ 『特定健康診査』のご案内

大鰐町国民健康保険以外の保険に加入している被扶養者の方も、町の複合検診実施日に特定健診を受けることができます。

●受診対象年齢

40歳（令和6年3月31日までに40歳になる方）から74歳（75歳の誕生日前日までの方）まで

●健診場所・健診日

町の複合検診日程をご確認ください。

●申込み方法

事前に予約が必要です。手元に健康保険証を準備の上、直接、青森県総合健診センター（☎017・741・2336）へ申込みしてください。

●個人負担 無料

●特定健診当日にお持ちいただくもの

- ①健康保険証
- ②受診券（各保険者にお問い合わせをお願いします。）

※協会けんぽ青森支部 ☎017・721・2723



（例）協会けんぽ加入者はこの保険証です。その他の保険に加入の方はお持ちの保険証をご確認ください。

●検査項目

- ▷身体測定（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ▷理学的検査（内診）
- ▷血圧測定、尿検査（尿糖、蛋白）
- ▷血液検査
 - ・血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビン A1c）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者 のみなさまへ

～健康診査のご案内～

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和6年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等に入所又は入居している方などは対象外です。

5月中に国保被保険者の対象者へ **みどり色の受診券**、後期高齢者医療被保険者の対象者へ **ピンク色の受診券** を発送いたします。

●受診の方法（次の2通りから選択してください）

①集団検診（場所：地域交流センター鰐 come）

町の複合検診で、がん検診などと一緒に受けられます。受診を希望する人は、保健福祉課へ申し込みが必要です。

令和5年度の日程は次のとおりです。

6月	6日(火)・7日(水)・8日(木)・9日(金)・11日(日)・12日(月)・(※)13日(火)・14日(水) (※)6月13日は女性限定日
7月	5日(水)・6日(木)・7日(金)・10日(月)・11日(火)

11月	28日(火)・29日(水)・30日(木)
-----	----------------------

②個別健診

かかりつけの医療機関で受けられます。

受診できる医療機関の一覧を、受診券と一緒に送付しますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

●留意事項

①、②いずれの受診の際でも、必ず『被保険者証』と『受診券』を持参してください。

●実施期間

受診券がお手元に届いてから令和6年2月29日までです。

●料金 年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、健診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国保・後期高齢者人間ドックのご案内

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和6年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、保険税（料）に滞納がある方、国保特定健診、後期高齢者健診又は町が実施するがん検診を受診する方は受診できません。

●人間ドックの内容

身体測定・診察・胸部X線検査・血液検査・心電図・便潜血検査・腹部超音波検査・尿検査・肝炎ウイルス検査・内視鏡検査（胃カメラ…「経口」または「経鼻」の選択）

●受診の方法

町立大鰐病院で実施します。

受診を希望する方は、役場住民生活課国保年金係（4番窓口）において、受診申込書の記入が必要です。

申込書は町ホームページにも掲載していますので、郵送による提出も可能です。

●実施期間

令和5年4月14日から令和6年3月31日までです。（町立大鰐病院が指定する日及び休診日を除く）

申込書に記載の希望日の結果は、町立大鰐病院より通知されます。

●料金

年度内1回、自己負担2,000円で受診できます。

※ただし、特定健診等と重複しての受診、受診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 55・6563（直通）

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】 スマートフォン： 電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。
受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいで、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

令和5年度国民年金保険料の金額のお知らせです

●令和5年度の国民年金保険料額

令和5年4月から令和6年3月分までの国民年金保険料額は、月額16,520円です。4月初旬に、日本年金機構より国民年金被保険者の方々へ納付書が発送されております。納付書には使用期限がありますのでご確認の上ご利用ください。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書のほか、口座振替・クレジットカード納付や電子納付（Pay-easy）、スマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済などでも納付ができます。なお、就職などで厚生年金に加入した方は、納付書の送付は行き違いの為、厚生年金に加入した月からの納付は不要です。また、免除制度のご利用を希望される方やそのほかご相談はお問い合わせください。

●令和5年度年金額のお知らせです

改定後の年金額は、2カ月に1回、偶数月に前月までの2カ月分が支給されます。表で示された年金・一部手当金の額は、6月の支給分から対象です。

年金の振込額や改定額の通知は、6月頃に日本年金機構より送付されます。

【年金額など一覧表】

年金・一部手当金の種類		基礎年金額（月額） 上段 67歳以下の方 下段 68歳以上の方	厚生年金額（月額） 上段 67歳以下の方 下段 68歳以上の方	年金生活者支援給付金
老齢年金	満額	66,250円 66,050円	額は個人により異なります	基準月額 5,140円 (実際の額は保険料納付済期間等に応じて計算されます)
障害年金	1級	82,812円 82,562円	額は個人により異なります (1級～3級) 前年度より2.2%増額 前年度より1.9%増額	6,425円（月額）
	2級	66,250円 66,050円		5,140円（月額）
遺族年金	子のある配偶者	66,250円 + ※子の加算額 66,050円 + ※子の加算額	額は個人により異なります	5,140円（月額）

※子の加算額（月額） 第1子・第2子 一人につき 19,058円 第3子以降 一人につき 6,350円

■お問合せ 弘前年金事務所 ☎27・1339 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・05・1165 (ナビダイヤル)
住民生活課国保年金係 ☎55・6563 (直通)

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

（75歳以上の方にお知らせです）

①振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更（解約・金融機関の店舗統廃合等）があったときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。

※届出がないと、振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

②パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまの日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の送付時に同封しています。どうぞお役立てください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係

☎55・6563 (直通)

青森県後期高齢者医療広域連合

☎017・721・3821

◆月額使用料

人槽区分	月額
5人槽	3,520円
7人槽	3,960円
10人槽	5,060円

◆分担金

人槽区分	負担額
5人槽	90,000円
7人槽	100,000円
10人槽	120,000円

●現在合併浄化槽をご利用の皆様へ

合併浄化槽の使用料は、口座振替となっておりますので、使用者等に変更があった場合は、速やかに役場建設課へ届け出てください。

合併浄化槽のプロア又は放流ポンプが故障した場合、町と使用者で折半し修繕することになります。修繕費のお支払いは納付書発行より30日以内をお願いします。

■お問合せ・お申込

建設課下水道係 ☎55・6594（直通）

町税は「地方税お支払サイト」からお支払いできます

「地方税お支払サイト」では、自宅やオフィスからインターネット等を利用して、町税を24時間365日、いつでもどこでも電子的にお支払いできます。

地方税お支払サイトは、地方税共同機構※が管理運営しているサイトで、納付済通知書に印刷された「eL-QR」(QRコード*)や「eL番号」を利用して、町税の支払いを行います。

※地方税共同機構(Local Tax Agency(略称:LTA))は、平成31年4月1日に地方税法に基づき設立された、地方団体が共同して運営する地方共同法人です。地方税共同機構は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行う地方税ポータルシステム(呼称:eLTAX(エルタックス))を管理運営し、地方税の電子申告・電子納税などのサービスを提供しています。

*QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【地方税お支払サイトから納付できる税目】

- ・町県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

【主な納税方法】



- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト方式(口座振替)
- ・ペイジー番号を発行してATM等で支払う
- ・地方税統一eL-QR対応の金融機関窓口で支払う
→町指定金融機関以外の金融機関窓口でお支払い
できます(支払手数料無料)
- ・スマホ決済アプリ

地方税統一eL-QRに対応する金融機関や利用できるスマホ決済アプリは、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

※コンビニエンスストアでの納付は、バーコードをご利用ください。

詳しくは、「地方税お支払サイト」をご覧ください。

地方税お支払サイト 地方税のお支払が便利・簡単に!!

スマホやパソコンでお支払が可能です  

■お問合せ

税務課収納係 ☎55・6562(直通)

下水道及び合併浄化槽の水洗化のお願い

●公共下水道区域内未接続の皆様へ

私たちが生活する中で水は欠かすことのできないものです。

公共下水道は、家庭や工場、店などで使用した水（汚水）を集めて処理し、海や川が生活排水で汚れてしまうのを防ぐなど私たちの水を守る大切な役割をしています。

町では平成4年度から公共下水道事業に着手し、平成11年度4月から汚水の処理を開始しています。

私たちが使った水やし尿は下水道管を流れ、岩木川水きらきらセンター（浄化センター）に集められます。そして微生物などはたらしにより浄化し、きれいな水にして川から海へと放流されます。

トイレの水洗化や台所・風呂・洗濯等の排水のたれ流しによる生活環境の悪化を改善するため、下水道へのご加入をお願いいたします。

- ①下水道に接続するには、町の指定工事業者でなければ工事することができません。
- ②くみ取りトイレの場合は、供用3年以内に下水道に接続することが義務付けられています。
- ③し尿だけ処理する単独浄化槽を使用の場合は、トイレ以外の生活排水が未処理のため浄化槽を廃止し、下水道への接続に努めることとなっています。
- ④トイレの水洗化や単独浄化槽からの切り替え工事には、改造資金（無利息）の融資あっせんも行っていきますのでご利用ください。

※指定工事業者、融資あっせん等については役場建設課までお問い合わせください。

●現在下水道をご利用の皆様へ

下水道の使用開始・休止・再開・異動・変更等に関することは、すべて届出制になっておりますので、次の届出事項に該当する場合は、速やかに役場建設課へ届け出てください。

【届出事項】

- ①井戸水使用世帯において世帯人数に変更があった時（転入・転居・転出・出生・婚姻・死亡等）
 - ➔変更後の人数により、下水道使用水量（井戸認定量）及び使用料が変わります。

②使用区分を変更した時（井戸をやめて水道を引いた、水道と井戸水の両方を使っていたが井戸水を廃止した時）

➔井戸水認定量の算定を中止します。

③引越しの時（転入・転出等）

➔下水道使用料の請求を開始、又は中止します。

④長期間下水道を使用しない時

➔使用しない期間の下水道使用料の請求を中止します。この場合、使用開始時も届出が必要となりますのでご注意ください。

※下水道使用料金は次のとおりです。

◆月額使用料

用途区分	基本料金	従量使用料（1m ³ につき）	
一般用	10m ³ まで 1,540円	11～30m ³	154円
		31～50m ³	176円
		51～150m ³	220円
		151m ³ ～	275円

◆井戸水認定量

	井戸水等のみ使用	上水道と井戸水等の併用
1人当たり	4m ³	2m ³
浴槽	10m ³	10m ³

●合併浄化槽区域（公共下水道区域外）の皆様へ

公共下水道区域外の地区は、町が合併浄化槽（し尿のほか生活排水を合わせて処理する浄化槽）を各戸の敷地に設置し、設置後の維持管理も町が行います。合併浄化槽は町の所有となり工事費については分担金（一時金）を、維持管理費については毎月使用料として納付していただきます。

下水道と同じく快適な生活環境にするためトイレの水洗化等を希望される方は、役場建設課までお問い合わせください。

※合併浄化槽使用料及び分担金は12ページのとおりです。

災害情報を入手し、早めの準備、安全行動を！

【防災行政無線】

災害発生が予想される場合や大規模火災情報は、屋外スピーカーにより、避難情報などを一斉に放送します。

聞き取れないときは、窓を開けて聞くか、屋外に出て聞き取る行動をしてください。

▽電話応答サービス

放送内容が聞き取れなかったり、放送内容をもう一度確認したい時は、24時間以内に放送した内容を、次の電話番号で確認できます。

☎ 48・3539



【大鰐町防災あじらメール】

大鰐町では、町民に対し、防災情報をはじめ、町のイベントや農業等の様々な情報をメール配信しています。

次の登録用アドレスにアクセスし、空メールを送信すると、登録用のメールが返信されてきます。画面の指示に従い必要事項を入力すると、登録することができます。

<https://bosai.town.owani.lg.jp/mailemailsend.php>

【大鰐町防災あじらメール <https://bosai.town.owani.lg.jp/>】



●町ホームページと他団体のホームページ

大鰐町防災あじらメールのほか、町ホームページにも避難情報等の内容をお知らせします。また、青森県や気象庁等もインターネット上に様々な情報を発信しています。気象情報等を入手して事前準備等に活かしましょう。

- ▷大鰐町ホームページ <http://www.town.owani.lg.jp>
- ▷青森県防災ホームページ <https://www.bousai.pref.aomori.jp>
- ▷青森県河川砂防情報提供システム <https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp>
- ▷気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp>

■お問合せ 総務課消防防災係 電話48・2111（内線123・125）

固定資産税の縦覧・閲覧について

令和5年度固定資産縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳（名寄帳）の閲覧を行います。

縦覧では、町内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の評価額をご覧いただき、ご自分が所有している資産の評価が適正かどうか確認することができます。

また、閲覧では、所有している土地・家屋の課税内容を確認することができます。

●期間

【縦覧】 4月3日（月）から5月31日（水）まで（土・日・祝日を除く）

【閲覧】 4月3日（月）から同年（土・日・祝日を除く）

●時間 8時15分から17時まで

●場所 町役場税務課

●必要なもの 本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書、健康保険証など）

※代理人の場合は、委任状が必要です。

●手数料

【縦覧】 無料

【閲覧】 縦覧期間中は名寄帳の写しを無料で交付します。（それ以外の期間は300円）

■お問合せ 税務課資産税係

☎ 55・6562（直通）

大鰐町の農家の皆様へお知らせです



令和5年の 農作業賃金・賃借料情報

▶実働時間1日8時間を標準として、超過した場合は時間当たりで換算する。

水稲作業・1日当たり（賄い抜き）		機械作業・10a 当たり	
田植	6,900円	水田耕起	5,200円
稲刈	6,900円	荒かきのみ	3,100円
脱穀	6,900円	代かきのみ	4,100円
		荒代かき	6,200円
果樹作業・1日当たり（賄い抜き）		田植機	6,200円 (苗・田主持ち/オペレーター付)
せん定	9,000円～11,000円	バインダー	6,800円(糸なし)
人工授粉	6,900円	ハーベスター	6,500円(オペレーター付)
摘果・除袋	6,900円	コンバイン	16,500円(オペレーター付)
袋かけ	6,900円	その他作業・1日当たり	
収穫	6,900円	6,900円	

※従来の標準小作料制度が廃止となり、代わりに実勢の賃借料情報10アール当たり（令和4年1月から令和4年12月までの賃借料水準）を提供することになりました。この賃借料情報は、賃借をする当事者双方が賃借料を決める際の参考としてご利用ください。

1. 田（水稲）の部

締結された地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
大鰐町全域	基盤整備地域	7,500円	9,600円	4,700円	17
	未整備地域	—	—	—	—
(参考) 大鰐町平均		7,500円	—	—	17

2. 畑（普通畑）の部

締結された地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
大鰐町全域		7,900円	10,100円	2,400円	7

3. 畑（果樹園）の部

締結された地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
大鰐町全域		4,600円	5,000円	4,100円	7

※データ数が5件に満たないものは「—」データなしとしています。

■お問合せ 農業委員会 ☎ 55・6592（直通）

令和4年度全国統一防火標語

お出かけは

マスク戸締り 火の用心



春の火災予防運動

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

4月10日から16日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆様の大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

山火事に注意を！

『火の確認 山を愛する あなたのマナー』

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な森林を山火事から守るため、火の取扱いに十分注意してください。

■お問合せ

消防本部予防課 ☎32・5104
または、最寄りの消防署、分署へ



■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和5年2月末現在）

	令和5年	前年比
火災	1件	±0件
救急	72件	-7件



春の「安全・安心まちづくり旬間」

4月21日(金)から4月30日(日)までの10日間

「安全・安心まちづくり」についての関心と理解を深めることを目的に、県と警察、防犯協会を始めとする関係機関・団体が緊密に連携し、県民の皆様の体感治安を改善し、自主防犯意識の向上を図っています。また、「犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現」は、県民共通の願いであり、生活の基盤となるものです。

県民の皆様も一体となって、安全で安心して暮らせる青森県の実現に向けた取組を進めていきましょう。

●活動重点

- ①子供と女性の犯罪等被害防止 ②特殊詐欺の被害防止
- ③鍵掛けの励行による盗難被害防止 ④万引き防止

事件・事故など緊急時の事案はすぐに**110番**！

そのほか、不安を感じたときや困ったときはお近くの警察署、交番、駐在所、警察相談専用電話#9110または017・735・9110までご相談ください。

新入学期の交通事故防止について

●新入学児童に手本を示しましょう

新入学児童を持つご家族の方は、通学路や自宅周辺に危険な箇所がないかを確認しましょう。

そして、安全な歩行方法が身につくように、実際に子供と一緒に通学路を歩き、手本を示しましょう。

【子供の交通事故防止5つのポイント】

- ①「飛び出し」の防止をしっかり指導しましょう。
- ②「しっかり」見ることの意味、大切さを子供の目の高さで指導しましょう。
- ③通学(園)路を実際に見て確認し、安全な横断の仕方を指導しましょう。
- ④信号が青でも右左折車などが来ることを理解させ、常に右左の安全を確認するよう指導しましょう。
- ⑤注意するときの「声かけ」は具体的に分かりやすくしましょう。

●思いやりを持った運転をしましょう

ドライバーの皆様は、学校・幼稚園・保育園・公園など、子供の通行が予想される場所の付近を通行する

ときや、道路を歩いている子供を見かけた時には、徐行や減速をし、思いやりのある運転を心がけましょう。

特に、横断歩道を横断しようとしている子供を見かけた時には、必ず一時停止をしましょう。

子供や女性の犯罪被害防止のために

●防犯意識を高めよう！【Point】

- ①防犯ブザーや犯罪笛を持ち歩こう ②周囲や後ろに気をつけよう ③一人歩きは注意！複数人で行動しましょう ④「歩きスマホ」はやめよう ⑤周囲に助けを求めよう

●「ながら見守り」にご協力を！

普段していることを登下校時間帯に行うことが「見守り活動」になります。ウォーキングをしながら、花壇の手入れをしながら通勤や配達をしながら、犬の散歩や買物をしながらなど。

愛犬の散歩や買物の際は、できるだけ通学路を利用するようお願いいたします。一人でも多くの目で「見守り活動」を行うことが犯罪抑止につながります。地域全体で子供や女性を性犯罪や連れ去りなどの犯罪から守りましょう！

県警察における各種窓口業務の受付時間変更の試行について

青森県警察では、夕暮れ時(薄暮時間帯)に発生が多い交通事故、子供への声掛け事案等、各種事案対応への強化体制や、受付時間前後における事故処理時間の確保を目的として、警察署、警察本部及び運転免許センターにおける各種窓口業務の受付時間を変更することといたしました。県民の皆様には、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

警察署等の窓口業務の受付時間が変更になります

●変更日 5月1日(月)から

●受付時間 【変更前】8時30分～17時15分

【変更後】9時～16時

事件・事故の届出、拾得・遺失の届出等は、24時間受付します。

■掲載記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241



4 月のおすすめレシピは・・・

かぶの梅和え



材料名	分量（4人分）
かぶの実	400g
かぶの葉	120g
梅干し	2個
みりん	小さじ1
ごま油	小さじ1

◆作り方

- ①かぶは葉と実に分ける。
- ②かぶの実は皮をむき、薄い半月切りにしてからさつとお湯に通し、水気をよくきる。
- ③かぶの葉はゆでて水気をよくきり、4cm幅に切る。
- ④ボウルなどに②、③、細かくした梅干しの果肉、みりん、ごま油を入れて混ぜ合わせる。

★気になる栄養価（1人分）は？

エネルギー /40kcal、たんぱく質 /1.4g、脂質 /1.1g、炭水化物 /6.7g、食塩相当量 /0.6g

★レシピのポイント！

加熱時間を短くすることで、消化酵素のはたらきが弱まりにくくなります。

■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

～今月の栄養コラム～

かぶは別名かぶらといい、春物はやわらかい肉質が特徴で、葉は春の七草「スズナ」としてもよく知られています。かぶの根はほとんどが水分ですが、消化酵素のアミラーゼが含まれているため、胃もたれや胸やけの予防・改善に効果があります。ただ、加熱するとアミラーゼの効果がなくなってしまうため生で食べたり、加熱しすぎないようにしましょう。根よりも葉の方に栄養が多く、βカロテンやビタミンC、鉄、葉酸などのミネラルや食物繊維が含まれています。βカロテンやビタミンCはがんや動脈硬化予防、鉄や葉酸は貧血予防が期待できます。



行事予報



4 月

7日(金) ○大鰐小・中学校入学式

5 月

20日(土) ○第30回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会

20日(土)~24日(水) ○大鰐温泉つつじまつり(予定)

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、天候等の影響や社会情勢により、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■2月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・福士 ^{つむぎ} 紬 (蔵館5B)
- ・五十嵐 ^{めぐる} 恵琉 (鯖石)
- ・二川原 ^{なぎさ} 凧 (大鰐7A)

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・工 藤 真樹子 (32歳) 唐牛
- ・山 中 清 仁 (58歳) 三ツ目内B
- ・菊 地 正 逸 (73歳) 三ツ目内B
- ・渡 辺 キ ワ (96歳) 高野新田
- ・築 館 文 雄 (82歳) 唐牛
- ・山 内 正 逸 (96歳) 早瀬野
- ・阿 部 兼 正 (87歳) 八幡館
- ・成 田 良 子 (85歳) 八幡館
- ・三 浦 き ぬ (92歳) 八幡館
- ・桑 田 ヒ サ (95歳) 大鰐1
- ・横 山 秀 光 (77歳) 長峰
- ・佐 藤 惣 市 (96歳) 島田
- ・山 中 義 弘 (82歳) 長峰
- ・成 田 好 美 (88歳) 蔵館2
- ・神 準 一 (73歳) 三ツ目内A
- ・山 谷 イツエ (91歳) 島田
- ・後 藤 ハツエ (92歳) 八幡館

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか?

(6月号掲載)

★対象

令和5年4月から6月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

★掲載内容

子どもの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内名のみ)

★応募方法

- ①子どもの写真データ1枚 ※写真データは5MB以内
- ②子どもの氏名(ふりがな)・生年月日・性別、住所(町内名のみ)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(子どもに向けてのひと言など)を記入したもの

◎①、②を5月10日(水)【※必着】までにEメールでご応募ください。

■お問合せ・ご応募先

大鰐町総務課人事行政係 ☎48・2111 (代)
Eメール koho@town.owani.lg.jp

大鰐町の人口と世帯数

令和5年2月末日現在

人 口	8,638人
前月比	-31人
男	3,974人
女	4,664人
平均年齢	56.8歳
世帯数	4,095世帯
前月比	-13世帯

毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

県税のコンビニ納付・口座振替制度のお知らせ

●コンビニ納付

個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割は、納税通知書をコンビニエンスストアに持参して納付できます。ぜひご利用ください。

詳しくは、中南地域県民局県税部にお問い合わせください。

●口座振替制度

口座振替を利用できる県税は、個人事業税（定期賦課分）、法人県民税・事業税（中間申告・確定申告分）、自動車税種別割（定期賦課分）及び軽油引取税（特別徴収義務者申告分）です。

詳しくは、各取扱金融機関または中南地域県民局県税部にお問い合わせください。

※自動車税種別割の口座振替の令和5年度新規お申込み期限は4月28日（金）です。なお、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書につきましては、令和2年度から送付しないこととなりましたので、皆様のご理解をお願いいたします。

■中南地域県民局県税部 納税管理課

☎ 32・4341（直通）

☎ 32・1131（内線229・211）

津軽広域連合からのお知らせ

津軽地域の講師をまとめた人材バンク

『津軽の名人・達人バンク』利用者募集

津軽広域連合の「津軽の名人・達人バンク」は、学校・施設・団体・サークル・企業等の活動で講師が必要とき、目的に合わせて利用できるように津軽地域の様々なジャンルの講師をまとめた人材情報を紹介しています。

講師をまとめた「津軽の名人・達人バンク登録者名簿」はどなたでも自由に利用できます。

【利用方法】

希望する講師を見つけたら、名簿に掲載されている連絡先へ直接日程や費用などをお問い合わせください。

【指導内容一例】

体操、ダンス、伝統工芸（こぎん刺し・津軽塗・金魚ねぶたなど）、フラワーアート、クラフト製作、健康づくりの指導、生活に関する豆知識を学ぶ講座、など幅広い分野の方々が講師として登録しています。

●自分の特技を講師として指導できる方も募集しています。

個人と団体（企業・サークルなど）の講師登録ができます。

●名簿は津軽広域連合のホームページからダウンロードできます。

●希望者へは郵送可能なのでお気軽にご連絡ください。

地元の魅力を情報発信！

地域資源特派員募集

津軽広域連合では、津軽の美しい自然や風景、地元のお祭り、歴史的なものを写真やイラストでお寄せいただき、簡単なコメントと一緒に投稿していただける方を募集しています。

【募集テーマ】

- ①あなたのまわりの『季節を感じる』もの
- ②まちで見かけた『時代を感じる』もの
- ③あなたのまちの『奇祭・奇習』など

【対象】

関係8市町村に在住、通勤、通学されている方

※関係8市町村：弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村

【投稿方法】

特派員登録後に簡単なコメントと写真やイラストを添えて、郵送か電子メールで投稿
・ 郵送の場合、専用用紙と返信用封筒を送付
・ 投稿はペンネームもOK
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

【レポートの公表】

投稿レポートは「地域資源レポート」として、津軽広域連合ホームページ、公式フェイスブック・ツイッター・インスタグラム、津軽広域連合の広報紙で紹介します。

■津軽広域連合総務課総務企画係

☎ 036-8003 弘前市大字駅前町

9番地20 ヒロロ3階
☎ 31・1201
✉ rengou@tsugarukoiki.jp
http://tsugarukoiki.jp/



ホームページはこちら

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県看護協会ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

●開催 令和5年 4月17日（月）・5月15日（月）・6月19日（月）・7月10日（月）・8月21日（月）・9月11日（月）

●場所 弘前就労支援センター

●時間 13時～16時まで随時受付

*青森県ナースセンター（青森市）では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で随時、相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

■お問合せ 公益社団法人青森県看護協会

青森県ナースセンター（〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階）

☎ 017-723-4580

☎ 017-735-3836

✉ aomori@nurse-center.net



スキー大会の結果について

2023あじやら学童スキー大会

※【所属名】

●男子リレー3km×4 第2位

【大鰐小学校】

1走 佐々木 琉 2走 佐藤 晟真

3走 福田 磨優 4走 佐々木 秀斗

●女子リレー3km×3 第1位

【大鰐小学校・野辺地】

1走 伊藤 椿 2走 山田 琴都

3走 中山 もえ

●3年男子3kmクラシカル【大鰐小学校】

第1位 福田 磨優

第2位 佐々木 秀斗

●5年男子3kmクラシカル【大鰐小学校】

第3位 佐々木 琉

●6年男子3kmクラシカル【大鰐小学校】

第5位 佐藤 晟真

●4年女子3kmクラシカル【大鰐小学校】

第2位 伊藤 椿

●6年女子3kmクラシカル【大鰐小学校】

第1位 山田 琴都



自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
一般幹部候補生 (大卒程度試験)	22歳以上26歳未満の者 20歳以上22歳未満の者は大卒 (見込含)、修士課程修了者等(見 込含)は28歳未満の者	第1回試験 令和5年3月1日 ～ 令和5年4月14日	第1回試験 4月22日・23日 (23日は海・空飛行要 員のみ)
一般幹部候補生 (院卒者試験)	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)	第2回試験 令和5年3月1日 ～ 令和5年6月15日	第2回試験 令和5年6月24日
幹部候補生 (歯科・薬剤科試験)	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者(薬剤 科は20歳以上28歳未満の者)	令和5年3月1日 ～ 令和5年6月15日	
技術海上幹部 技術航空幹部	大卒以上の者で、応募資格に定 められた学部・専攻学科等を卒業 後、2年以上の業務経験のある者	令和5年3月1日 ～ 令和5年5月19日	令和5年6月19日
技術海曹 技術空曹	20歳以上の者で国家免許資格取 得者等		令和5年6月16日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者(32歳 の者は、採用予定月の末日現在、 33歳に達していない者)	令和5年3月1日 ～ 令和5年5月9日	令和5年5月19日 ～ 令和5年5月28日 ※いずれか1日を指定さ れます
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	【第1回】 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月9日 ※受付は年間を通じて 行っております	【Web】 令和5年5月25日 ～ 令和5年5月27日 【口述・身検】 令和5年6月3日 ～ 令和5年6月4日
医科・歯科幹部	医師・歯科医師の免許取得者	令和5年2月1日 ～ 令和5年6月8日	令和5年6月23日

※受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせください。

■受験等についてのお問合せ

自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27・3871 (〒036・8093 弘前市城東中央3丁目9-19)

大鰐小学校6年生が町の未来予想図を描きました

地域おこしグループ「OH!! 鰐 元気隊」(隊長:八木橋綱三)によるキャリア教育活動「元気隊キッズ」の取組の一環として、大鰐小学校6年生が町の未来予想図を描きました。子供たちが自由な発想で描いた町の未来の姿を一部ご紹介します。



原子 真梨 (はらこ まりい) さん

川には幻の魚が泳いでいるほか、スケート場や浮かべる温泉を描いて、町が発展している様子を表しました。

伝統を受け継ぎ、大鰐にしかないモノを活かし、今よりももっともっと人々に愛される素敵な町になってほしいという願いを込めました。



渡邊 滯 (わたなべ みお) さん

「大鰐町」が「大鰐市」になり、駅には新幹線が乗り入れ、駅の2階では買い物ができるようになっている様子を表しました。

「町」が「市」に発展し、将来、たくさんの人でにぎわってほしいという願いを込めました。



木田 陽 (きだ はる) さん

高層ビルやいろいろなお店があり、都会的な町を描きました。

大鰐町がすばらしい観光地になってほしいという願いを込めました。

みんなが思い描く大鰐町、
なんだかワクワクするね!



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

3月19日、3年ぶりに大鰐町消防出初式が行われました。

分列行進では、大鰐保育園幼年消防クラブも参加し、手古奈通りを歩きながら「火の用心」の掛け声のもと、たくさんの人たちに、火災の予防を呼びかけました。



広報おおわに No.735 令和5年4月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになってみんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします